

特定施設における安定ヨウ素剤保管取扱要綱（学校等編）

1 目的

この要綱は、「島根県安定ヨウ素剤配布計画」に基づき、学校等における安定ヨウ素剤の適切な保管方法及び緊急時の配布方法等を定めることにより、学校等における安定ヨウ素剤の備蓄を図ることを目的とする。

2 対象施設

この要綱の対象となる学校等とは、島根県地域防災計画（原子力災害対策編）で定める PAZ 及び UPZ 内に所在する、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校並びに保育所（幼保連携型認定こども園、地域型保育事業を営む施設及び認可外保育施設を含む。）とする。

3 備蓄数量

学校等に備蓄する安定ヨウ素剤の数量は、当該学校等の園児、児童又は生徒（以下「児童等」という。）及び教職員に配布するのに十分な量とするため、概ね当該学校等の児童等及び教職員の1回服用量の合計に1.3を乗じたものとする。

4 安定ヨウ素剤の引き渡し

(1) 島根県（以下「県」という。）が学校等に安定ヨウ素剤を備蓄しようとするときは、当該学校等の管理者（以下「校長等」という。）へ依頼する。

ただし、市立の学校等については、当該市を経由して依頼するものとする。

(2) 校長等は、前号による安定ヨウ素剤の備蓄を承諾する場合、様式1による承諾書を県知事あて提出するものとする。

ただし、市立の学校等については、校長等に代わって当該市が任意の様式に複数の学校等をまとめて提出できるものとする。

(3) 校長等は、安定ヨウ素剤の必要備蓄数量に変更があった場合、様式2による変更届書を県知事あて提出するものとする。

ただし、市立の学校等については、校長等に代わって当該市が任意の様式に複数の学校等をまとめて提出できるものとする。

(4) 県は、第2号による承諾書又は第3号による変更届書を受理した場合、校長等に相当量の安定ヨウ素剤を引き渡す。

ただし、市立の学校等については、当該市を経由して引き渡すものとする。

(5) 県立又は市立以外の学校等に安定ヨウ素剤を備蓄するときは、県と当該学校等との間で安定ヨウ素剤の保管管理に関する協定を締結するものとする。

(6) 県は、学校等に備蓄した安定ヨウ素剤（以下「備蓄安定ヨウ素剤」という。）が使用期限に達する1か月前までに当該校長等に通知し、新たな安定ヨウ素剤を引き渡してこれを更新する。

ただし、市立の学校等については当該市に通知し、当該市を経由して安定ヨウ素剤を引き渡すものとする。

5 安定ヨウ素剤の保管管理

(1) 一般的事項

① 県は、校長等に、備蓄安定ヨウ素剤の保管管理を委託する。

② 校長等は、常に善良なる管理者の注意をもって備蓄安定ヨウ素剤の保管管理にあたるものとする。

③ 校長等は、天災地変その他の事故により、備蓄安定ヨウ素剤が滅失し、又は損傷したときは、速やかに県に報告するとともに、その指示に従うものとする。

(2) 備蓄安定ヨウ素剤は、施錠した庫内において光を避け、室温で保管するものとする。

6 安定ヨウ素剤の配布

(1) 校長等は、各児童等への安定ヨウ素剤の配布の可否をあらかじめ確認するため、児童等の

保護者から様式3による確認書を取得するものとする。

- (2) 校長等は、国、県又は市からの指示に従って、前号の規定により配布が可能であることを確認した児童等及び教職員に備蓄安定ヨウ素剤を配布するものとする。
- (3) 校長等は、児童等及び教職員への安定ヨウ素剤の配布が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、配布手順等必要な事項を避難計画（原子力災害対応マニュアル等）に定めるものとする。

7 安定ヨウ素剤の服用

- (1) 校長等は、国、県又は市からの指示に従って、児童等及び教職員に服用を指示するものとする。
- (2) 校長等は、副作用の発生に備えるため、服用後 30 分間を目安として児童等及び教職員の様子を観察する体制をとるものとする。

8 安定ヨウ素剤の回収

校長等は、備蓄安定ヨウ素剤を配布した後、事故の終息等によりその服用を指示される可能性がなくなった場合、管理下にある児童等及び教職員が保有している安定ヨウ素剤を回収し、保管するものとする。

9 その他

- (1) 備蓄安定ヨウ素剤及びその保管に必要な什器等の購入並びに校長等への備蓄安定ヨウ素剤の引き渡しに要する費用は、県の負担とする。
- (2) 県及び学校等が所在する市は、校長等及び担当教職員等を対象とした安定ヨウ素剤の保管取扱等に関する研修を適宜開催するものとする。

附則

この要綱は令和元年12月10日から施行する。

附則

この要綱は令和2年8月26日から施行する。

様式1

文 書 番 号
年 月 日

島 根 県 知 事 様
(健康福祉部医療政策課)

〒
(住所)
(施設名)
(管理者職氏名) 印

安定ヨウ素剤備蓄に係る承諾書

特定施設における安定ヨウ素剤保管取扱要綱（学校等編）に基づき、安定ヨウ素剤を備蓄することを承諾します。

また、必要な備蓄数量については下記のとおりです。

記

1. 備蓄数量

ヨウ化カリウム内服ゼリー (32.5mg)	_____	包 (1包単位)
ヨウ化カリウム丸 (50mg)	_____	丸 (10丸単位)

2. 備蓄数量の積算

別紙のとおり

3. 避難計画の確認

(※いずれか該当する方の□にレ印を記入)

安定ヨウ素剤の配布及び服用に関する事項を含む避難計画等を

策定済みである

策定していない

4. 申請担当者

所 属 : _____

職 氏 名 : _____

連 絡 先 : _____

E - M a i l : _____

別紙

安定ヨウ素剤備蓄数量積算表

※太枠内を記入すること

※疾患等により丸剤の服用が困難な者については、別途相談すること。

児童等及び教職員の区分	人数 (A)	服用する安定ヨウ素剤の 剤形	1回服用 量 (B)	積算基礎数量	
				(A)×(B)×1.3 (端数切り上げ)	計
生後1か月以上3歳未満	人	ゼリー剤 32.5mg	1包	(C) 包	(D) 丸
3歳以上の未就学児	人	丸剤 50mg	1丸	丸	
小学生	人	丸剤 50mg	1丸	丸	
中学生以上の生徒	人	丸剤 50mg	2丸	丸	
教職員	人	丸剤 50mg	2丸	丸	



剤形	備蓄数量	備考
ゼリー剤 32.5mg	包	(C)の数量を記入
丸剤 50mg	丸	(D)の数量を10丸単位に切り上げ

島 根 県 知 事 様
(健康福祉部医療政策課)

〒
(住所)
(施設名)
(管理者職氏名) 印

安定ヨウ素剤の備蓄数量の変更届書

安定ヨウ素剤の備蓄数量を変更したいので、特定施設における安定ヨウ素剤保管取扱要綱(学校等編)に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1. 変更後の備蓄数量

ヨウ化カリウム内服ゼリー (32.5mg)	_____	包	(1包単位)
ヨウ化カリウム丸 (50mg)	_____	丸	(10丸単位)

2. 変更後の備蓄数量の積算

別紙のとおり

3. 変更前の備蓄数量

ヨウ化カリウム内服ゼリー (32.5mg)	_____	包	
ヨウ化カリウム丸 (50mg)	_____	丸	

4. 申請担当者

所 属 : _____
職 氏 名 : _____
連 絡 先 : _____
E - M a i l : _____

安定ヨウ素剤の服用確認書

年・組 _____ 番号 _____ 児童等の氏名 _____

1. 今までに、安定ヨウ素剤の成分またはヨウ素に対し過敏症があると言われたことがありますか

次のいずれかを○で囲んでください

はい

いいえ

⇒ 「はい」と回答された場合、安定ヨウ素剤は服用できないため、同意の有無にかかわらず安定ヨウ素剤は配布できません

2. 次の各項目（慎重投与項目）に該当しますか

各項目について、いずれかを○で囲んでください

今までにヨード造影剤過敏症（造影剤アレルギー）と言われたことがありますか	はい	いいえ
今までに甲状腺の病気（甲状腺機能亢進症、甲状腺機能低下症）があると言われたことがありますか	はい	いいえ
今までに腎臓の病気や腎機能に障がいがあると言われたことがありますか	はい	いいえ
今までに先天性筋硬直症と言われたことがありますか	はい	いいえ
今までに高カリウム血症と言われたことがありますか	はい	いいえ
今までに低補体血症性じんま疹様血管炎と言われたことがありますか	はい	いいえ
今までに肺結核（カリエス、肋膜炎なども含む。）と言われたことがありますか	はい	いいえ
今までにジューリング疱疹状皮膚炎と言われたことがありますか	はい	いいえ
現在、以下のお薬をお使いですか ● カリウム含有製剤、カリウム貯留性利尿剤、エプレレノン ● リチウム製剤 ● 抗甲状腺薬（チアマゾール、プロピルチオウラシル） ● ACE阻害剤、アンジオテンシンⅡ受容体拮抗剤、アリスキレンフマル酸塩	はい	いいえ

⇒ いずれかの項目に「はい」と回答された場合、安定ヨウ素剤を服用した際に起こり得る症状が存在しますが、適量服用した場合に健康影響が生じる可能性は極めて低いため、安定ヨウ素剤を配布できます

3. 原子力災害の発生等に伴い、国、県又は市から安定ヨウ素剤の配布及び服用の指示が出された場合、学校等において安定ヨウ素剤を配布し、服用させることについて

次のいずれかを○で囲んでください

同意します

同意しません

園 長 様
学 校 長 様
所 長 様

令和 年 月 日
保護者氏名

印